平成２３年（フ）第５５４０号
大阪市東淀川区淡路２丁目15番15号
債務者　木津　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５６号
大阪府枚方市町楠葉１丁目29番12―210号
債務者　宮本和広こと　李　　和広
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６５号
大阪市北区池田町17番６号　カンティオン302号室、前住所神奈川県三浦市白石町11番30号
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３号
川崎市川崎区出来野11番13―303号　三原ビル
債務者　井上　好将
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５号
滋賀県長浜市平方南町97番地
破産者　安本建築こと　安本　　誠
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１号
大分県日田市大字渡里33番地の２
破産者　青柳木工有限会社
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３７号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
破産者　児玉幸之助
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３３６１号
愛知県東海市名和町上大廻間23番地
破産者　下村　弘之
1　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後３時
平成23年８月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１３号
名古屋市西区坂井戸町68番地
破産者　村瀬　幸光
1　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
2　一般調査期日　平成23年10月11日午前11時25分
平成23年８月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１号
埼玉県羽生市大字中手子林593番地１
破産者　長谷川　準
1　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
2　一般調査期日　平成23年11月８日午前11時30分
平成23年８月16日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木754番地の２
破産者　ハチクマ株式会社
1　期日　平成23年９月26日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４２号
山口県岩国市錦町中ノ瀬197番地
破産者　林　　宏
異議申述期間　平成23年９月27日まで
平成23年８月16日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１６号
熊本県阿蘇郡小国町西里1124番地
破産者　竹下　初義
異議申述期間　平成23年10月17日まで
平成23年８月16日　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９１号
宮崎県都城市年見町４街区26号
破産者　株式会社領家組
異議申述期間　平成23年10月17日まで
平成23年８月16日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第３４０号
千葉県流山市西深井393番地　医療法人社団江陽会江陽台病院、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目２番地１
破産者　川尻美代子
法定代理人成年後見人　清水まさ江
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第３１０号
東京都杉並区西荻南３丁目８番７号
再生債務者　株式会社ミツ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年８月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第４号
新潟市江南区木津工業団地６番１号
再生債務者　山崎運輸株式会社
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月18日から平成23年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第３１０号
東京都杉並区西荻南３丁目８番７号
再生債務者　株式会社ミツ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門２丁目５番21号　寿ビル７階　やよい共同法律事務所　弁護士　井上　玲子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年８月15日
東京地方裁判所民事第20部